

フードバンク支援緊急対策事業

【令和3年度補正予算額 194百万円】

<対策のポイント>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化により、子ども食堂や生活困窮者等へ食品を届けやすくすることが課題となっており、子ども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割が重要となっていることから、フードバンク活動を通じた食品ロス削減を図るため、**フードバンクに対して、食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

<事業目標>

平成12年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

フードバンクに対して、子ども食堂等向けの**食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる経費**を支援します。

《対象経費》

食品の受入れ・提供を拡大するために必要となる
運搬車両、一時保管用倉庫（冷蔵庫・冷凍庫を含む）、入出庫管理機器等の賃借料、輸配送費

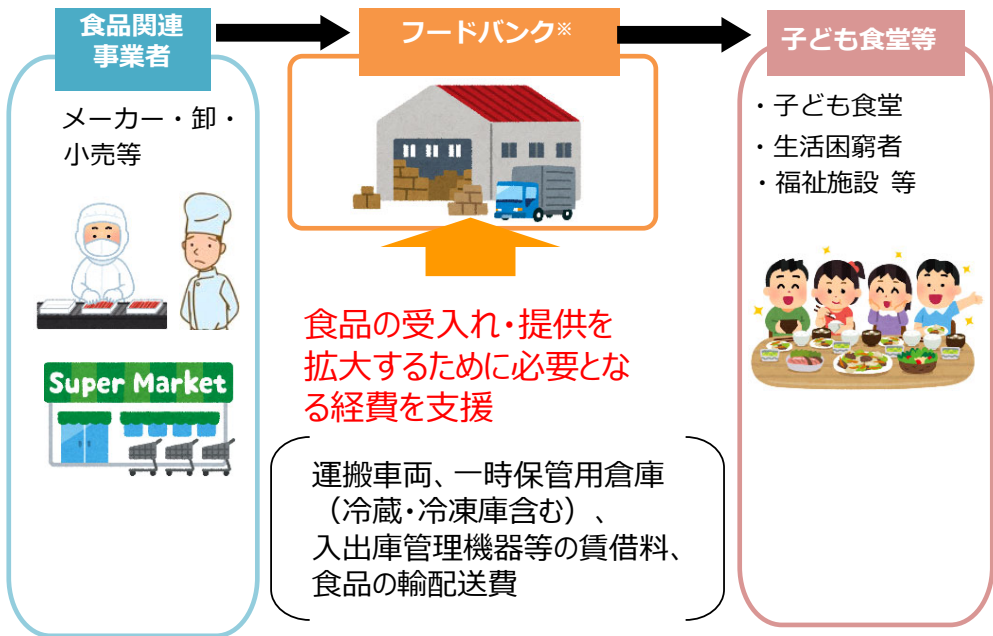
《補助率》

定額
※補助上限額500万円
（二つ以上の都道府県において取り組む場合又は他の団体と連携して取り組む場合は1,000万円まで引き上げ）

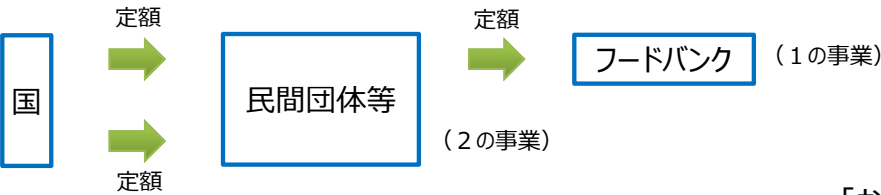
2. 食品製造業の食品ロス削減対策に対する支援

食品製造業における多様な**食品ロス発生要因を把握・分析**し、業務実態に応じた削減対策やフードバンク活動との連携のための取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



※支援の対象となるフードバンク

- ・「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表）に基づく又は準じた食品の取扱いを1年以上行っていること。
- ・緊急事態宣言等による影響を受けて、子ども食堂等への食品の提供の拡大を図るため、食品の受入れ・提供体制の追加的な整備に取り組む計画を有すること。

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）